

中土佐町移住促進動画制作業務
に係る公募型簡易プロポーザル実施要領

1. 業務名

中土佐町移住促進動画制作業務

2. 業務の目的

別紙中土佐町移住促進動画制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3. 業務の概要

仕様書のとおりとする。

4. 見積限度額

3,000,000 円を上限とする（消費税額及び地方消費税額を含む）。

5. プロポーザル実施スケジュール

(1) 公告・募集開始	令和 8 年 9 月 28 日（月）
(2) 質疑受付期間（様式 1）	令和 8 年 10 月 2 日（金）正午まで
(3) 質疑回答	令和 8 年 10 月 6 日（火）正午
(4) 企画提案書の提出（様式 2・3・4）	令和 8 年 10 月 16 日（金）正午必着
(5) 審査会の実施	令和 8 年 10 月 23 日（金）
(6) 審査結果通知書発送（様式 5・6）	令和 8 年 10 月 28 日（水）予定
(7) 業務委託契約締結予定日	令和 8 年 11 月 2 日（月）
(8) 業務委託期間予定日	仕様書のとおりとする。

6. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年中土佐町規則第 26 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対する事を目的とした団体でないこと。

7. 連絡先及び提出先

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼 6663 番地 1

中土佐町役場 まちづくり課（総合企画係）

電 話： 0889-52-2365

電子メール： iju@town.nakatosa.lg.jp

8. 質疑等

本事業に関する質疑については、質問書（様式 1）を下記の方法により受付し、回答作成後に中土佐町ホームページにて公表する。

（1） 提出方法 電子メールとする。（電話及びFAXは不可）

送信先： machi@town.nakatosa.lg.jp

（件名は「中土佐町移住促進動画制作業務に関する質問」とすること）

（2） 提出期限 5.（1） による

（3） 回答 5.（2） による

9. 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。なお、企画提案書は各者 1 案とする。

（1） 提出書類

ア) 提案書（様式 2）

サイズは原則 A 4 サイズとする。（表現上の不都合がある場合は A 3 も可）

これまでに業務として制作し、公表されている動画制作に関する実績を確認できる URL 等を添付すること

イ) 経費内訳書（様式 3）

ウ) 会社等概要書（様式 4）

（2） 提出部数

1 部（上記アからウまでを 1 冊の提案とし、正本 1 部を紙ファイルで提出）
加えて、電子データを電子メールで提出すること。

（3） 提出期限

5.（3）による。

10. 審査基準

以下の項目で総合的に評価のうえ決定する。

（1） 仕様書の内容や目的を十分理解した提案となっているか。

- (2) 移住促進に対して高い効果が期待できる提案がされているか。
- (3) 見積もりは適正であるか。

1 1. 委託候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案者を委託候補者として選定し、結果については結果通知書（様式 5・6）により通知する。

1 2. 契約に関する留意事項

- (1) 委託候補者に選定された応募事業者は、本事業に係る第 1 順位の契約交渉権を得るものである。
- (2) 町は第 1 順位の契約交渉権を得た事業者と契約交渉を行い、合意に達した場合提出された参考見積書の範囲内で契約を締結し、当該事業者を正式な委託事業者とする。
- (3) 上記 (2) の契約交渉が不調に終わった場合、町は次順位の者を繰り上げの契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 契約締結後、受託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、町は契約を解除することができるものとする。この場合、町は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。なお、失格事項は次のとおりとする。
 - ① 提案書の提出期限等、所定の期限に遅れた場合
 - ② 本要項及び仕様書違反、提案書（参考見積額含む）と異なる対応をした場合
- (5) 契約保証金は免除する。

1 3. 参加に際しての留意事項

- (1) 提案書の作成等に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案書は返却しない。
- (3) 本事業に関連する知的財産権は、中土佐町に帰属する。契約期間満了後も中土佐町が無償で使用できること。業務上の必要により使用する場合は、受託事業者の承諾を得るものとする。
- (4) 受託者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。